

五島市監査委員公表第16号

令和2年5月26日付け2五監第215号による住民監査請求に基づく監査結果の勧告に係る措置について、五島市長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表する。

令和2年7月3日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五総第1090号
令和2年6月30日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野口 市太郎

住民監査請求に基づく監査の結果（勧告）に係る措置について

令和2年5月26日付け2五監第215号による住民監査請求に基づく監査の結果（勧告）について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知いたします。

記

1 勧告

- (1) 市長は、玉之浦花き栽培施設の譲渡額10円と不動産鑑定評価額1,680,000円との差額に相当する額1,679,990円を五島市に支払うこと。
- (2) 市長は、(1)の措置を講じないときは、玉之浦花き栽培施設を減額譲渡したことについて、地方自治法第237条第2項の規定による議会の議決を経ること。
- (3) (1)又は(2)の措置は、令和2年7月26日までに講じること。

【講じた措置】

令和2年6月五島市議会定例会に、地方自治法第237条第2項及び第96条第1項第6号により、財産の減額譲渡について議案を提出し、6月24日付けで議決されました。